

町田市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 (2 0 2 2 年) 8 月 2 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市手数料条例の一部を改正する条例

町田市手数料条例（平成12年1月町田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後

改正前

別表（第2条関係）

名称	金額
略	略
54 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築許可申請手数料	1件につき 108,000円
54の2 建築基準法第85条第7項の規定に基づく1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可申請手数料	1件につき 195,000円
略	略
66の8 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使	1件につき 108,000円

別表（第2条関係）

名称	金額
略	略
54 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築許可申請手数料	1件につき 108,000円
54の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可申請手数料	1件につき 195,000円
略	略
66の8 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使	1件につき 108,000円

用する場合の許可申請手数料	
66の9 建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可申請手数料	1件につき 195,000円
略	略
71 削除	

用する場合の許可申請手数料	
66の9 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可申請手数料	1件につき 195,000円
略	略
71 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第15号ハ若しくは第62条の3第4項第15号ハの規定に基づく優良宅地造成認定申請手数料	<p>造成宅地面積に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 0.1ヘクタール未満のもの 1件につき 86,000円</p> <p>イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 1件につき 130,000円</p> <p>ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 1件につき 190,000円</p> <p>エ 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 1件につき 260,000円</p> <p>オ 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 1件につき 390,000円</p> <p>カ 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 1件につき 510,000円</p>

略	略
<p>73 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は<u>第31条の2第2項第15号ニ</u>若しくは<u>第62条の3第4項第15号ニ</u>の規定に基づく優良住宅新築認定申請手数料</p>	<p>住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 ア 100平方メートル以下のもの 1件につき 6,200円 イ 100平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの 1件につき 8,600円 ウ 500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 1件につき 13,000円 エ 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 1件につき 35,000円 オ 10,000平方メートルを超えるもの 1件につき 43,000円</p>
略	略
<p>88の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から<u>第7項</u>までの規定に基</p>	<p>1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額(当該住宅が一戸建て住宅の場合においては、アの(1)又はイの(1)に掲げる額)</p>

	<p>キ <u>6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 1件につき 660,000円</u> ク <u>10ヘクタール以上のもの 1件につき 870,000円</u></p>
略	略
<p>73 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は<u>第31条の2第2項第16号ニ</u>若しくは<u>第62条の3第4項第16号ニ</u>の規定に基づく優良住宅新築認定申請手数料</p>	<p>住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 ア 100平方メートル以下のもの 1件につき 6,200円 イ 100平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの 1件につき 8,600円 ウ 500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 1件につき 13,000円 エ 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 1件につき 35,000円 オ 10,000平方メートルを超えるもの 1件につき 43,000円</p>
略	略
<p>88の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から<u>第5項</u>までの規定に基</p>	<p>1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額(当該住宅が一戸建て住宅の場合においては、アの(1)又はイの(1)に掲げる額)</p>

づく長期優良住宅
建築等計画又は長期優良住宅維持保
全計画に関する認
定申請手数料（住
宅を増築し、若し
くは改築しようと
する場合又は建築
行為を行わない場
合）

（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進
に関する法律第6条第2項の規定に基づく
申出があった場合においては、一の建築物に
ついて18の項に掲げる額に相当する額を
加えた額）

ア 申請に併せて住宅の品質確保の促進等
に関する法律第6条の2第5項の確認書
若しくは住宅性能評価書又はこれらの写
しが提出された場合

- (1) 100平方メートル以内のもの 1
0,000円
- (2) 100平方メートルを超え、500平
方メートル以内のもの 19,000円
- (3) 500平方メートルを超え、1,00
0平方メートル以内のもの 33,00
0円
- (4) 1,000平方メートルを超え、2,
500平方メートル以内のもの 47,
000円
- (5) 2,500平方メートルを超え、5,
000平方メートル以内のもの 85,
000円
- (6) 5,000平方メートルを超え、10,
000平方メートル以内のもの 14
0,000円
- (7) 10,000平方メートルを超え、2
0,000平方メートル以内のもの 2

づく長期優良住宅
建築等計画に関す
る認定申請手数料
（住宅を増築し、
又は改築しようと
する場合）

（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進
に関する法律第6条第2項の規定に基づく
申出があった場合においては、一の建築物に
ついて18の項に掲げる額に相当する額を
加えた額）

ア 申請に併せて住宅の品質確保の促進等
に関する法律第6条の2第5項の確認書
若しくは住宅性能評価書又はこれらの写
しが提出された場合

- (1) 100平方メートル以内のもの 1
0,000円
- (2) 100平方メートルを超え、500平
方メートル以内のもの 19,000円
- (3) 500平方メートルを超え、1,00
0平方メートル以内のもの 33,00
0円
- (4) 1,000平方メートルを超え、2,
500平方メートル以内のもの 47,
000円
- (5) 2,500平方メートルを超え、5,
000平方メートル以内のもの 85,
000円
- (6) 5,000平方メートルを超え、10,
000平方メートル以内のもの 14
0,000円
- (7) 10,000平方メートルを超え、2
0,000平方メートル以内のもの 2

42,000円
(8) 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 284,000円
(9) 30,000平方メートルを超えるもの 304,000円
イ ア以外の場合
(1) 100平方メートル以内のもの 78,000円
(2) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 183,000円
(3) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 293,000円
(4) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 579,000円
(5) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 1,037,000円
(6) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1,782,000円
(7) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 3,296,000円

42,000円
(8) 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 284,000円
(9) 30,000平方メートルを超えるもの 304,000円
イ ア以外の場合
(1) 100平方メートル以内のもの 78,000円
(2) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 183,000円
(3) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 293,000円
(4) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 579,000円
(5) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 1,037,000円
(6) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1,782,000円
(7) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 3,296,000円

	<p>(8) 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 4,710,000円</p> <p>(9) 30,000平方メートルを超えるもの 5,770,000円</p>
略	略
<p>89の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は<u>長期優良住宅維持保全計画</u>に関する変更認定申請手数料(当該計画が住宅を増築し、<u>若しくは改築</u>する際に認定を受けたもの又は<u>建築行為を行わず認定を受けたものである場合</u>)</p>	<p>1件につき 当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計)に応じて88の2の項アの(1)から(9)まで又はイの(1)から(9)までに掲げる額(当該住宅が一戸建て住宅の場合においては、88の2の項アの(1)又はイの(1)に掲げる額)(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額に相当する額を加えた額)</p>
<p>90 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づ</p>	<p>1件につき 2,300円</p>

	<p>(8) 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 4,710,000円</p> <p>(9) 30,000平方メートルを超えるもの 5,770,000円</p>
略	略
<p>89の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料(当該計画が住宅を増築し、<u>又は改築</u>する際に認定を受けたものである場合)</p>	<p>1件につき 当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計)に応じて88の2の項アの(1)から(9)まで又はイの(1)から(9)までに掲げる額(当該住宅が一戸建て住宅の場合においては、88の2の項アの(1)又はイの(1)に掲げる額)(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額に相当する額を加えた額)</p>
<p>90 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づ</p>	<p>1件につき 2,300円</p>

く譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定に基づく管理者等が <u>選任</u> された場合における長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料	
9 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は <u>長期優良住宅維持保全計画</u> の認定を受けた地位の承継に関する承認申請手数料	1件につき 2,300円
略	略
備考 略	

く譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定に基づく管理者等が <u>専任</u> された場合における長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料	
9 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継に関する承認申請手数料	1件につき 2,300円
略	略
備考 略	

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。